

五泉市建設工事入札参加資格審査の格付認定に係る 算定取扱要領

(趣旨)

第1条 五泉市建設工事入札参加資格審査規程（平成21年五泉市告示第2号（以下「審査規程」という。））第6条第1項及び第18条に規定する建設工事入札参加者の等級の格付け及び認定（以下「格付認定」という。）を行う際の算定に関し必要な事項を定める。

(格付認定)

第2条 前条で規定する格付認定は、客観的事項及び主観的事項を審査して、その合計点数を別表の該当する級に格付けするものとする。なお、算定を行う業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事とする。

(算定対象期間等)

第3条 客観的事項は、審査規程第3条第1項に規定する建設工事入札参加資格審査申請書に添付する経審基準日（建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日）とする。

- 2 審査規程別記（第6条、第18条関係）第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号を除く主観的事項の算定対象とする期間は、定期申請年の3月31日の属する年度及びその前年度とする。
- 3 審査規程別記（第6条、第18条関係）第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる主観的事項の算定対象とする期間は、それぞれ該当となった日の属する年度の翌年度から2年間とする。
- 4 審査規程別記（第6条、第18条関係）第2項第2号に掲げる災害協定の締結（災害時における応急対策に関する応援協定又は、災害時における水道施設の応急復旧に関する協定）については、定期申請年の3月31日においての五泉市との災害協定締結実績とする。
- 5 審査規程別記（第6条、第18条関係）第2項第5号に掲げる除雪の協力については、定期申請年の3月31日の属する年度において、五泉市が委託する路線除雪の受託（以下「除雪受託」という。）実績とする。
- 6 第3項及び前項の算定について、算定対象期間等に災害協定の締結実績又は除雪受託実績がない申請者が新たに災害協定を締結又は除雪受託を開始した場合、災害協定の締結又は除雪受託開始の日から実績認定を行う。ただし、加点算定は行わないこととする。
- 7 算定対象期間等に災害協定の締結実績又は除雪受託実績がある申請者が災害協定を解除又

は除雪受託を終了した場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 災害協定を解除した場合

災害協定を解除した日から実績がないものとして取扱うこととする。

(2) 除雪受託を終了した場合

除雪受託を終了した日の次の年度の除雪委託開始日から実績がないものとして取扱うこととする。

(3) 第1号及び前号の場合、申請時点での加点の取消しは行わないこととする。

8 審査規程別記(第6条、第18条関係)第2項第6号に掲げる個人番号カード(マイナンバーカード)の取得又は交付申請の状況については、定期申請年の2月1日における実績とする。

(随時申請者の取扱い)

第4条 本要領の規定は、随時申請者についても適用する。なお、前条第3項の災害協定の締結の算定対象期間等については、申請日の属する月の末日における締結実績とする。

2 前条第4項の除雪協力の算定対象期間等については、申請日において、当該日が属する年度の除雪委託開始日前の場合は、申請日の属する年度の前年度の除雪受託実績に基づき算定を行うものとし、当該日が属する年度の除雪委託開始日後の場合は、申請日における除雪受託実績により算定するものとする。

3 前条第8項の個人番号カード(マイナンバーカード)の取得又は交付申請の状況については、申請日の属する月の前月の末日における実績とする。

(算定基準)

第5条 客観的事項の算定については、経審基準日における総合評点とする。

2 主観的事項の算定については、以下のとおりとする。

(1) 工事種類別工事成績

五泉市の発注した工事について、別に定めるところにより実施される工事成績評定により、優秀であると認められた工事の有無又は、五泉市が監督の責にある工事について、実施された検査により指摘を受け、かつ、重大な手直しを命ぜられた工事の有無

	優良表彰有	重大な手直命令有
評価点	+ 2 0	- 3 0

(2) 災害協定の有無

	無	有
評価点	0	+20

(3) 工事現場事故等（五泉市発注における工事現場事故等の有無）

	無	有	
		物損	人身
評価点	0	-3	-5

(4) 指名停止歴（五泉市における指名停止歴の有無）

	無	有				
		2週間未満	2週間以上 1ヶ月未満	1ヶ月以上 2ヶ月未満	2ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上
評価点	0	-10	-20	-30	-40	-50

(5) 除雪の協力

	無	有	
		自社機械	貸与機械
評価点	0	+25	+20

(6) 個人番号カード（マイナンバーカード）の取得又は交付申請の状況

五泉市に住所を有する従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては役員を、個人の場合においてはこの事業主を含む。）に限る。）のうち個人番号カード（マイナンバーカード）を取得又は交付申請した者の割合（小数点以下切捨て）

	70%未満	70%以上
評価点	0	+10

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和 4年 9月 1日から施行し、令和 5年度以降の参加資格申請（定期申請）に適用する。